

申告番号 関 税 修 正 申 告 書
(内国消費税等修正申告書兼用)

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 告 者
住 所
氏 名 又 は 名 称
電 話 番 号
代 理 人

印

印

関税法第 7 条の 1 4 第 1 項
国税通則法第 1 9 条第 項 の規定により下記のとおり修正申告します。
地方消費税法第 72 条の 101 第 1 項

なお、この申告書により増加する税額の合計額は、関税 円
税 円
税 円 となります。

輸入(納税)申告書の番号・申告 の年月日・許可の年月日並びに 当該貨物の記号・番号及び品名		受 入 科 目	区 分	課税標準	関税定率法別表の 所属区分又は種類 等	税率	税 額	修正申告により 増加する税額
(1)		関 税	修 正 申告前				円	円
			修 正 申告後				円	
		税	修 正 申告前				円	円
			修 正 申告後				円	
		税	修 正 申告前				円	円
			修 正 申告後				円	
		税	修 正 申告前				円	円
			修 正 申告後				円	
(2)		関 税	修 正 申告前				円	円
			修 正 申告後				円	
		税	修 正 申告前				円	円
			修 正 申告後				円	
		税	修 正 申告前				円	円
			修 正 申告後				円	
		税	修 正 申告前				円	円
			修 正 申告後				円	
その他の 訂正事項				参考 事項				
税 関 記 入 欄								

- (注) 1 . この申告書は 1 通提出して下さい。
2 . この申告書により増加する税額に係る受入科目別合計額単位の納付書を添付して、納税申告した税関に提出して下さい。
3 . この申告書には、納税申告書を添付し、又はその納税申告の際に提出すべきものとされている書類 (インボイス、他法令関係書類、減免税の適用に関する書面等) に記載した事項のうち修正すべき事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付して下さい。
4 . 各欄の下欄には、内国消費税等に関する修正申告事項を記載して下さい。
5 . 印欄は、記入しないで下さい。

通 関 士 記 名 ・ 押 印		
受 理	審 査	収 納



関 税 修 正 申 告 書 つ づ き (そ の)
(内 国 消 費 税 等 修 正 申 告 書 兼 用)

輸入(納税)申告書の番号・申告の年月日・許可の年月日並びに当該貨物の記号・番号及び品名	受入科目	区 分	課税標準	関税定率法別表の所属区分又は種類等	税率	税 額	修正申告により増加する税額
()	関税	修正申告前				円	円
		修正申告後				円	
	税	修正申告前				円	円
		修正申告後				円	
	税	修正申告前				円	円
		修正申告後				円	
	税	修正申告前				円	円
		修正申告後				円	
()	関税	修正申告前				円	円
		修正申告後				円	
	税	修正申告前				円	円
		修正申告後				円	
	税	修正申告前				円	円
		修正申告後				円	
	税	修正申告前				円	円
		修正申告後				円	
()	関税	修正申告前				円	円
		修正申告後				円	
	税	修正申告前				円	円
		修正申告後				円	
	税	修正申告前				円	円
		修正申告後				円	
	税	修正申告前				円	円
		修正申告後				円	
税 関 記 入 欄							

請求番号

関 税 更 正 請 求 書

(内国消費税等更正請求書兼用)

平成 年 月 日

殿

請求者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号

印

代 理 人

印

関税法第 7 条の 1 5 第 1 項
国税通則法第 2 3 条第 1 項
地方税法第 72 条の 100 第 1 項

の規定により下記のとおり請求します。

記

輸入(納税)申告書の番号・申告 の年月日・許可の年月日並びに 当該貨物の記号・番号及び品名	受 付	区 分	課税標準	関税定率法別表の所 属区分又は種類等	税率	税 額	更正請求により減 少する税額	
(1)	関 税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円		
	税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円		
	税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円		
	税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円		
(2)	関 税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円		
	税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円		
	税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円		
	税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円		
その他の 訂正事項				参考 事項				
更正請求 をする理由								
還付又は 充当等の別	☐ 還 付 ☐ 充当又は委託納付		還付を受けようと する場合の受領の 方法 ☐ の中に × を示し て受領の方法を示 して下さい。	☐ 小 切 手 受 領		銀行(郵便局) 預金 口座番号	支店 名義	
	☐ の中に × を付して還付又は 充当の別を示して下さい。			金融機関 を通ずる 受領 ☐ 預金口座振込 ☐ 国庫金送金				
税 関 記 入 欄								
(注) 1. この請求書は、1 通提出して下さい。 2. この請求書は、輸入(納税)申告をした税関に提出するものとし、更正の請求をする理由 の基礎となる事実を証明する書類及び輸入(納税)申告の際に提出すべきものとされている 書類(インボイス、他法令関係書類、減免税の適用に関する書面等)に記載した事項のうち に更正の請求に係る事項があるときは、当該事項を記載した書面その他参考となる資料を提 出して下さい。 3. 更正後の税額に対して更正の請求をする場合には、更正の請求をする基礎となる更正通知 書の更正番号及び更正年月日を「参考事項」欄に記載するとともに当該更正通知書を添付し て下さい。 4. 「更正の請求をする理由」の欄には、更正の請求をするに至った事情及びその理由を具体 的に記載して下さい。 5. 輸入許可前引取の承認がされた貨物に対して更正の請求をする場合には、「参考事項」欄 に輸入許可前引取承認の年月日を記載して下さい。 6. 各欄の下欄には、内国消費税等に関する更正請求事項を記載して下さい。 7. 印欄は、記入しないで下さい。						通 関 士 記 名 ・ 押 印		
						受 理	審 査	収 納

(規格 A 4)



関 税 更 正 請 求 書 つ づ き (そ の)

(内国消費税等更正請求書兼用)

輸入(納税)申告書の番号・申告 の年月日・許可の年月日並び に当該貨物の記号・番号及び 品名	受入 科目	区 分	課税標準	関税定率法別表の所 属区分又は種類等	税率	税 額	更正請求により減 少する税額
()	関 税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	
()	関 税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	
()	関 税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	
税 関 記 入 欄							

輸入(納税)申告書

(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)

申告年月日

あて先 長殿

輸入者
住所氏名印
電話番号

代理人
住所氏名印
電話番号

仕出人
住所氏名

IC		IS		IM		IA		BP	
RE-IMP		ISW		IMW		IAC		IBP	

船（取）卸港

積載船（機）名

入港年月日

原産地

(都市) (国)

積出地

船荷証券番号

(都道府県名)

蔵置場所

税関様式C第5020号

申告番号

船（取）卸港符号	
船（機）籍符号	
貿易形態別符号	
原産国（地）符号	
輸入者符号	
(調査用符号)	

品名		単位	正味数量	申告価格（CIF）		税率				関税額		減免税条項適用区分	
番	統計細分			内国消費税等課税標準額		種別等・税率				内国消費税等税額		内国消費税等税額	
()					千円						千円	符号	
												定率	暫定
	税表細分					基	協	特	暫	減免税額		別表	条項号
												輸	条項号
			酒	石	消	地				減免税額		輸	条項号
			酒	石	消	地				減免税額		輸	条項号
()					千円						千円	符号	
												定率	暫定
	税表細分					基	協	特	暫	減免税額		別表	条項号
												輸	条項号
			酒	石	消	地				減免税額		輸	条項号
			酒	石	消	地				減免税額		輸	条項号

貨物の個数・記号・番号	評価申告	関税法施行令第4条第1項第3号			税額合計 (欄数)枚欄	円	関税(欄)
		又は第4号に係る事項有 ☐ 無 ☐				税(欄)	
		評価申告書 ☐ ☐ 個別 ☐ 包括 ☐	税(欄)				
		包括申告受理番号	消費税(欄)				
			地方消費税(欄)				

添付書類(許可・承認・申請等)輸入承認又は契約許可番号	関	包	納期限の延長に係る事項			延長しない税額		許可・承認印、許可・承認年月日
		(税額)	円(特定月)	月				
税関記入欄	税	個	(税額)	円			円	
		(納期限)	年	月	日			
	消・地	包	(税額)	円(特定月)	月			
		(税額)	円			円		
	税	個	(納期限)	年	月		日	
		(税額)	円	月	日	円		
	税	個	(納期限)	年	月	日	円	
		(税額)	円			円		
税	個	(納期限)	年	月	日	円		
	(税額)	円			円			

仕入書	(有)	税関確認	輸入貿易管理 別表第1・2第 関税法70条関係許可・承認等 法令名 食品・植物・家畜・薬事・化審	受理	審査	収納	通関士記名押印
仕入書に代わる他の書類							
原産地証明書							
本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱							

(注) 1. 印の欄は記入しないで下さい。
2. この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。
3. この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。

(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)

申告番号	
船（取）卸港符号	
船（機）籍符号	
貿易形態別符号	
原産国（地）符号	
輸入者符号	
（調査用符号）	

貨物の個数・記号・番号	税関記入欄

品名		単位	正味数量	申告価格（C I F）	税率	関税額	減免税条項	
番 号	統計細分			内国消費税等課税標準額	種別等・税率	内国消費税等税額	適用区分	
（ ）				千円		千円	符号	
	税表 細分				基協特暫	減免税額	定率	暫定
							別表	条項号
		酒石消地			減免税額	輸	条項号	
							輸	条項号
		酒石消地			減免税額	輸	条項号	
							輸	条項号
		酒石消地			減免税額	輸	条項号	
（ ）			千円		千円	符号		
	税表 細分				基協特暫	減免税額	定率	暫定
							別表	条項号
		酒石消地			減免税額	輸	条項号	
							輸	条項号
		酒石消地			減免税額	輸	条項号	
							輸	条項号
		酒石消地			減免税額	輸	条項号	
（ ）			千円		千円	符号		
	税表 細分				基協特暫	減免税額	定率	暫定
							別表	条項号
		酒石消地			減免税額	輸	条項号	
							輸	条項号
		酒石消地			減免税額	輸	条項号	
							輸	条項号
		酒石消地			減免税額	輸	条項号	
（ ）			千円		千円	符号		
	税表 細分				基協特暫	減免税額	定率	暫定
							別表	条項号
		酒石消地			減免税額	輸	条項号	
							輸	条項号
		酒石消地			減免税額	輸	条項号	
							輸	条項号
		酒石消地			減免税額	輸	条項号	

備考：用紙の大きさは縦297ミリメートル、横210ミリメートル(日本工業規格A列4番)とする。

(規格A4)

- ☐ 輸入(納税)申告書 (内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)
- ☐ 輸入検査申請書
- ☐ 植物、輸入禁止品等輸入検査申請書
- ☐ 食品等輸入届出書

長殿
動物検疫所長殿
植物防疫官殿
厚生労働大臣殿

【税関、動物検疫所、植物防疫所、検疫所 共通】

積載船(機)名[税、植]、とう載船舶(航空機)名[動]、船舶又は航空機の名称又は便名[食]		
入港(到着)年月日[税、動、植、食]		
とう載(積込)年月日[動、食]		
とう載地[動]、輸出港名[植]、積込港[食]		
船(取)卸港[税]、積卸港[食]		
原産地[税]、生産地[動]、生産国[食]		
輸入者 (荷受人)	氏名[税、動、植、食] 押印[税、食]	印
	住所[税、動、植、食]	
	電話番号[税、食]	
	輸入者符号(コード)[税、食]	
(荷仕出人)	氏名[税、動、植]	印
	住所[税、動、植]	
(提出者)	氏名[動、植、食] 押印[動、植]	
	住所[動、植]	
蔵置場所[税]、保管倉庫又は保管場所[動、食]		
記号・番号[税、食]、商標[動]		

[動、植]氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

申告年月日	IC	IS	IM	IA	BP
	RE-IMP	ISW	IMW	IAC	IBP
代理人 (氏名) 印 (住所) (電話番号)					
積出地(都市、国)			船荷証券番号		
蔵入、移入又は総保入先			蔵置場所(都道府県名)		

申告番号	
船(取)卸港符号	
船(機)籍符号	
貿易形態別符号	
原産国(地)符号	
輸入者符号	
(調査用符号)	

品 名		単位	正 味 数 量	申告価格(CIF)		税 率		関 税 額		減免税条項 適用区分	
番 号	統計細分			内国消費税等課税標準額		種別等・税率		内国消費税等税額			
()					千 円			千 円	符 号		
	税表 細分					基 協 特 暫	減免税額		定率	暫定	
									条 項 号		
									別表		
									輸 入		
()									条 項 号		
	酒 石 消 地						減免税額		輸 入		
									条 項 号		
								減免税額		輸 入	
									条 項 号		
()					千 円			千 円	符 号		
	税表 細分					基 協 特 暫	減免税額		定率	暫定	
									条 項 号		
									別表		
									輸 入		
()									条 項 号		
	酒 石 消 地						減免税額		輸 入		
									条 項 号		
								減免税額		輸 入	
									条 項 号		

国際郵便物課税通知書
Notice of Assessment of Duties and Taxes Postal Matters

税関様式 C 第 5060 号 別紙
Customs form C No.5060 5 - 5
年 月 日

差出人 Sender				名宛人 Addressee 殿
国名 Country		個数 No.		住所 Address
郵便物番号 Postal No.				
告知書品名 Description				
原産国 Origin				到着通知番号 Arrival Notice No.
郵便種別 Postal Classification				

課税通知番号
Notice No.

税関
外郵出張所長 印

Director of Branch
Customs Office for
Overseas Mail, Customs.

(住所)

TEL (電話番号)

()品名 Classification of Goods 統計品目番号(税表番号)			
税目 Duty / Tax	課税標準 Basis for Duty Assessment 正味数量 Net Quantities	価格(円) Value (¥)	税率 Rate of Duty
関税 Customs Duty			
			減免税額()
			減免税額()
			減免税額()
			減免税額()
()品名 Classification of Goods 統計品目番号(税表番号)			
税目 Duty / Tax	課税標準 Basis for Duty Assessment 正味数量 Net Quantities	価格(円) Value (¥)	税率 Rate of Duty
関税 Customs Duty			
			減免税額()
			減免税額()
			減免税額()
			減免税額()

納付すべき税額の合計 Total amount of Duties and Taxes		
税科目 Duty / Tax	税額 Amount of Duties and Taxes	納付書番号 No. for the Statement of Payment

税額合計 Duty & Tax Total

上記の税額を納付してください。
() Amount of Exemption/Reduction

--

上記の関税および国内消費税が課されることとなりましたので、裏面をお読みのうえ配達を担当する郵便事業株式会社支店(以下「配達事業所」といいます。)に納税を委託するか、又は日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店(日本銀行の歳入代理店業務を取り扱う郵便局窓口を含む。))で納税してください。なお、減税又は免税になる場合がありますので裏面をお読みのうえ、納税する前に上記税関にお問い合わせ下さい。また、関税等のほか、郵便事業株式会社から郵便物の通関に伴う手数料(注)が請求されます。(注)郵便物の通関に伴う取扱手数料については、配達事業所又は郵便局にお問い合わせください。

Customs Duty and Internal Tax have been assessed as stated above. Please read instructions as shown on the reverse side and pay duties and taxes to Japan Post Service Co., Ltd.'s delivery office (delivery office), Bank of Japan, its branches, its treasury agents or revenue agents (including the Post Office acting as revenue agents for the Bank of Japan). In case you wish to apply for exemption from, or reduction of duties and taxes, as instructed on the reverse side, please inform the Customs Office to that effect before paying the relevant duties and taxes. In addition to the duties and taxes, you are requested to pay handling charge for dutiable item by Japan Post Service Co, Ltd.

別送品申告をされた方へ

この郵便物について、入国時に海外旅行等に係る別送品申告をされた方は、免税になる場合がありますので、納税しないで課税通知書、別送品申告書(入国の際税関の確認を受けた別送品申告書)を表記税関に提出(又は郵送)してください。

この課税通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して2ヶ月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。この場合、その旨をこの課税通知書を交付した配達事業所又は郵便局にも通知してください。配達事業所又は郵便局における郵便物の保管期間は、原則として1ヶ月以内となっておりますので、1ヶ月経過後、異議申立てをする場合には、その期間内に当該配達事業所又は郵便局に通知してください。

(Note) If you disagree with this notice, you can file a protest to the Director General of Customs within two months from the day following the date of acknowledgement of this notice. In that case, please inform delivery office or Post Office where you received this notice over the counter, too. However, in principle, unclaimed postal items are held at the delivery office or the Post Office within one month period.

郵便事業株式会社 / 郵便局記載欄 配達事業所/郵便局 Delivery Office/Post Office	配達事業所等日付印 Date stamp
---	-------------------------

この郵便物をお受け取りになるには

1. あなた宛に表記の国際郵便物が到着しました。審査の結果、表記の関税及び内国消費税が課されることとなりましたので、納税のうえ郵便物と領収証書をお受け取りください。なお、配達事業所（郵便物の配達担当者）に納税を委託することもできます。委託した場合、郵便事業株式会社が、関税法等の規定に基づき、委託された関税及び内国消費税を日本銀行に納付します。
2. 上記の手続は、この通知書の配達事業所等日付印の日の翌日から起算して1ヶ月以内に済ませてください。この期間内に手続が行われないと原則として郵便物は差出人に返送されます。
3. 受け取った郵便物について内容品の破損等の事故を発見した場合は、直ちに配達事業所又は郵便局に申し出てください。この場合、税金が還付されることもありますので、併せて表記税関まで申し出てください。

この税金について疑問のある方、減税又は免税を受けたい方、関税について一般税率の適用を受けたい方は納税しないで表記の税関までその旨を申し出てください。

1. 減税又は免税の対象となる物品は、関税定率法等に規定されていますが、主なものは次の物品です。ただし、これには輸入者の資格、輸入の目的等法令の定めによるいろいろな条件が必要です。単に日用品、中古品、見本又は贈物というだけでは免税の対象となりません。
 - (1) 個人的使用に供される別送品（表記「別送品申告をされた方へ」の手続を行ってください。）
 - (2) 再輸入品（輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書を提出してください。）
 - (3) 学校等の施設において使用する学術研究用品、教育用品
 - (4) 外交官用品
 - (5) 再輸出される物品
2. 簡易税率を適用して課税された物品（別送品を除く。）について、簡易税率によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、その全部について、一般の貿易貨物と同様の税率（一般税率）が適用されます。
3. 詳しくは表記の税関にご照会ください。

その他

関税等を納付して輸入された通信販売物品等の品質等が、予期しなかったものである等の理由により、返送等する場合には、輸入した日から原則6ヶ月以内に所定の手続を行うことにより関税等の払戻しを受けられることがありますので、返送等する前に表記の税関にご相談ください。

Procedure to Receive Held Item(s):

1. You are hereby notified of the arrival of postal Item(s) addressed to you. Customs Duty & Internal Taxes have been assessed as stated on the front page of this form. In order to receive the held Item(s) in question, it is necessary to pay the total amount of duties and taxes in cash to Japan Post Service Co., Ltd.'s delivery office (delivery office) or the Post Office. A receipt will be provided upon payment.
2. The above procedure must be carried out within one month from the day following the date stamped hereon by the delivery office or the Post Office. After one month, the item(s) will be returned to the sender.
3. If you find the contents of the item(s) prove to be damaged or missing, please inform the delivery office or the Post Office immediately. Failure to inform the delivery office or the Post Office immediately may limit your recourse to compensation. Under some conditions, you may receive a refund of duties and taxes. If you wish to apply for this procedure, please contact the Customs Office.

If you have any questions concerning this assessment, wish to apply for exemption from, or reduction of, duties and taxes, or prefer customs duty assessment in accordance with generally applicable duty rates, please inform the Customs Office before paying the duties and taxes.

1. Articles eligible for exemption from, or reduction of, import duties and taxes, as prescribed in the Customs Tariff Law and related ordinances, are principally those described hereunder:
 - (1) Unaccompanied goods intended for personal use. (A “Declaration of Unaccompanied Goods and Personal Effects” form, duly certified by Customs at the port of entry, must be submitted to the Customs Office indicated on the front of this form.)
 - (2) Re-imported goods (Please submit an export permit or customs certificate in lieu thereof.)
 - (3) Articles to be used in scientific research or for educational purposes
 - (4) Articles to be used in diplomatic services
 - (5) Articles to be re-exportedSuch exemption or reduction will, however, be granted only when the required conditions (e. g. status of the importer, purpose of the importation, etc.) are fully satisfied. Classification of the item(s) as “articles for everyday use”, “gifts”, or “used articles” will not, in and of itself, entitle the items to exemption from, or reduction of duties and / or taxes.
2. With regard to postal item(s) assessed in accordance with simplified Customs duty rates for small-value importation, upon notifying the Customs Office indicated on the front of this form, you may request to have the item(s) assessed in accordance with generally applicable Customs duty rates.
3. For further information, please contact the Customs Office indicated on the front of this form.

Others

If you are not satisfied with mail-order merchandise, etc. and return or dispose of that merchandise after having paid duties and taxes for its import, you may request a refund of the duties and taxes by taking the required Customs procedures within six months from the date of import. Please contact the Customs Office indicated on the front of this form before returning or disposing of the merchandise.

税関様式 C 第 5081 号

通信事務郵便

配達記録

通知番号
Notice No.

--	--	--

--	--	--	--

Notice of Customs Clearance Procedure for Postal Matters from Abroad

外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ

Date: Year Month Day 年 月 日				名宛人	
差出人 の氏名				殿 住 所	
国 名		個数			
郵便物 の番号				○ ○ 税 関 ○ ○ 外 郵 出 張 所 （出張所所在地） （電話番号） 郵便事業株式会社 ○ ○ 支店	
品 名					
通 貨					
価 格					
郵便物 の種類					

外国から上記の郵便物が到着しましたので、下記連絡事項欄に記載の手続を行ってください。
 税関への回答は、表面の名宛人記載欄に必要事項を記入のうえ、キリトリ線から切り取った「はがき」を利用してください。必要書類（インボイス等）がある場合は、その書類とキリトリ線から切り取った「はがき」を同封のうえ、郵送して下さい。

直接来所される場合には、この「お知らせ」を切り離さずにそのまま（必要書類とともに）持参して下さい。

ただし、来所した当日に郵便物を受け取ることは原則としてできませんので、ご留意下さい。
 不明な点があれば、上記税関に問い合わせして下さい。受付時間は、（各出張所の実情による）日曜日・祝日及び年末年始は閉庁です。

なお、裏面の「ご注意」も併せてお読み下さい。

キ リ ト リ 線

通知番号

連 絡 事 項

--

保留カード

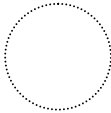
通知番号

差出人	
郵便物番号	
郵便物個数	
名宛人	
保留開始	
出庫	
備考	

▼ ご注意 ▼

- 1. 税関に提出した書類の返送を求める場合は、返信用封筒に切手を貼り同封して下さい。
- 2. 郵便物の内容を点検できる時間は、（各出張所の実情による）です。
- 3. この「お知らせ」の日付の翌日から起算して1ヶ月以内に輸入手続が行われない郵便物は原則として差出人に返送されます。輸入に必要な税関以外の手続等のため1ヶ月を超えて保管を希望される場合には、2ヶ月までを限度として保管できますので、返信用はがきの名宛人記載欄に手続が遅れる理由を記載のうえ郵送して下さい。
- 4. 輸入手続を終えた郵便物は次のように処理されます。
 - (1) 税金がかからない場合は直接配達されます。
 - (2) 税金が1万円以下の場合は郵便物と一緒に課税通知書、納付書が届けられますので、その場での郵便物の交付を希望する場合には、郵便事業株式会社に納税を委託のうえ郵便物と領収証書兼払込金受領証をお受け取り下さい。
 - (3) 税金が1万円を超え30万円以下の場合には、郵便事業株式会社配達支店又は郵便局での受取り若しくは配達を希望することができますので郵便事業株式会社配達支店からの案内の際に申し付け下さい。
 - (4) 税金が30万円を超える場合には郵便事業株式会社配達支店での保管となりますので、同支店からの案内により同支店に納税を委託するか、又は日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入代理店業務を取り扱う郵便局窓口を含む。））にて納税のうえ、郵便物の受取り若しくは配達を希望し領収証書をお受け取り下さい。

外 郵 出 張 所 地 図



受付印

切手を貼って
下さい。

郵便はがき

--	--	--

--	--	--	--

(出張所所在地)

郵便事業株式会社○○支店○階

○○税関○○外郵出張所 行

--	--	--

--	--	--	--

住所

氏名

電話番号

名宛人記載欄

新旧対照表
 【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号） 記載要領及び留意事項】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
関税法関係 <u>関税更正・決定・賦課決定通知書（C - 1040）</u> <u>処分の別により、不要な文字を抹消（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）し、通知書の発遣番号及び発送年月日を記載する。</u> <u>例えば、更正の場合には、「・決定・賦課決定」の文字を抹消する。</u>	関税法関係 <u>（新設）</u>